

## 相続手続に必要な親族の戸籍謄本の交付請求 において、親族等の委任状の提出を求めないで！

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、  
大阪法務局にあっせん －

令和4年2月18日  
近畿管区行政評価局

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議※(座長:藪野恒明  
元大阪弁護士会会長)の意見を踏まえて検討した結果、適正な戸籍事務の処理を市町村に求めること  
について、大阪法務局にあっせんしました。

### 行政相談の内容

配偶者が亡くなったので、相続手続に必要な配偶者方の親族に係る戸籍謄本の交付請求を市役  
所で行ったところ、当該戸籍の直系親族等からの委任状を提出するよう求められた。相続手続を目的  
とした交付請求では委任状は不要のはずであるので、市役所は委任状なしで戸籍謄本を交付して  
ほしい。



### 分かったこと

戸籍法によると、代理人など戸籍に記載されている者以外の第三者が戸籍謄本等及び除籍謄本等の請求者となる場合には、市町村長に対し、委任状などを提出することが求められています。

しかし、第三者であっても、本件の相談者のように、相続手続など権利行使を目的とした戸籍謄本等及び除籍謄本等の請求の場合には、委任状の提出は必要とされていません。

**相続手続など権利行使を目的とした戸籍の第三者請求では、委任状は不要なんだね！！**



### 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ大阪法務局へあっせん

#### 《あっせんの内容》

大阪法務局は、法定受託事務として戸籍事務を管掌する市町村に対し、自ら及び管轄区域内の地方法務局が実施する管内市町村の戸籍事務担当職員等を対象とした研修や会議等を通じて、次の対応を行うこと。

- ① 自己の権利の行使又は義務の履行を目的とする場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務の処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ等において、これらに関する説明等を適切に行うよう助言すること。
- ② また、市町村に上記①の助言を行う際には、プライバシー保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要な説明を求めることがあることについても併せて周知するよう助言すること。

※ 行政相談事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情に対する救済を効果的に推進することを目的としたもの(昭和57年7月発足)

詳しくはこちら ⇒ <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki049.html>

## 別紙

### <制度概要>

- 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属等（以下「戸籍に記載されている者等」という。）には該当しない第三者であっても、自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合には、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由（以下「請求理由等」という。）を明らかにすれば、戸籍謄本等の交付を請求することができる（同法第10条の2第1項第1号。以下「権利行使等を目的とした第三者請求」という。）。権利行使等を目的とした第三者請求については、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）についても対象となる（同法第12条の2）。
- 戸籍の証明書を請求する際、市町村長は、全ての請求手続を行う者（交付申請者及びその代理人）から、運転免許証等の書類の提示（郵送による請求の場合は写しの提示）を受ける方法により本人確認を行うこととされている（戸籍法第10条の3）。  
また、権利行使等を目的とした第三者請求がされた場合において、市町村長は、請求理由等が明らかでないと認める場合には、請求者及びその代理人に対して必要な説明を求めることができることとされている（同法第10条の4）。
- 戸籍に関する事務は市町村長が管掌するものとされ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている（戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第1項及び同条第2項）。
- 法務局長又は地方法務局長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは指示をすることができるとされている（同法第3条第2項）。  
なお、法務局長は、当該法務局の管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督することとされている（法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）第32条）。

**プライバシー保護の観点から、本人確認がしっかり行われることも必要だね！！**



### <近畿管区行政評価局の調査結果>

- 市役所・町村役場の戸籍担当窓口における対応  
大阪府内の市町村を担当する行政相談委員のうち、司法書士及び行政書士資格を有する委員に対し、市役所・町村役場の窓口で、相談内容のように権利行使等を目的とした第三者請求の際に、戸籍に記載されている者等からの委任状の提出を求められていないか聴取した。  
その結果、誤った認識に基づいて対応している市役所・町村役場の担当者も多いように思うという提報があった。また、相続に当たって、必要な戸籍謄本等及び除籍謄本等の請求が円滑に認められなければ、平成29年度から新たに運用が開始された「法定相続情報証明制度」についてもいかなれないという意見や、令和6年4月1日にこれまで任意とされていた相続登記の申請が義務化されることに伴い、これまで以上に戸籍を確認する必要性が高まることから、戸籍謄本等及び除籍謄本等の第三者請求の機会が増えることを想定して対応していくことが重要ではないかとの意見も寄せられた。

## ○ 市のホームページにおける権利行使等を目的とした第三者請求に係る記載

### ア 市のホームページにおける記載状況（権利行使等を目的とした第三者請求）

大阪法務局管内の2府4県に所在する全ての市（大阪府33市、滋賀県13市、京都府15市、兵庫県29市、奈良県12市及び和歌山県9市の合計111市）が開設するホームページについて、権利行使等を目的とした第三者請求に係る記載の状況を確認した結果、(a)交付請求ができるのは戸籍に記載されている者等に限られるとする記載（「戸籍に記載されている本人又はその配偶者及び直系親族」、「本人又は本人と同じ戸籍の方」及び「原則として本人、配偶者又は直系の親族に限ります」等）や(b)第三者請求の際に委任状の提出が必要とする記載（「直系親族以外の方が請求されるときは本人の委任状または承諾書が必要」及び「同一戸籍内の方及び直系尊属並びに直系卑属以外の方は親族であっても第三者請求となり委任状が必要」等）など不適切な例が過半数の市（63市）において確認された。

### イ 市のホームページにおける記載状況（本人確認に係る事項）

権利行使等を目的とした第三者請求が認められていることについて、市町村のホームページや戸籍担当窓口で、国民の不利益となることのないよう、正確かつ分かりやすい説明が必要である一方、プライバシー保護、権利濫用の防止という観点も重要な要素であることから、本人確認資料のほか、必要な説明を求められることがあることについて、上記111市が開設するホームページにおける記載状況を確認した結果、半数弱の市（52市）において記載がなされていない又は誤認されるおそれがある記載となっていることが確認された。

## <行政苦情救済推進会議の主な意見>

- 近畿管区行政評価局が大阪法務局管内の111市が開設するホームページを調査した結果、権利行使等を目的とした第三者請求について、過半数が必ずしも適切でない記載になっていたことには驚いている。多くの市に混乱が生じているのではないかと。
- 父母は既に亡くなり兄弟相続になる場合が圧倒的に多いところ、兄弟の戸籍は全く別の戸籍となる。兄弟の戸籍を請求する場合、当該兄弟やその配偶者などから委任状をもらうのは現実としてなかなか難しいし抵抗感がある場合もあるのではないかと。その点を法律ではきちんと救っているのに運用ではそうになっていないのは問題ではないかと。
- 委任状があった方がクレームがないなど、より安全に、よりクレームが少ないように運用されがちなので、本当に必要とされているものか確認し、必要のない場合にはその旨を主張する必要がある。

## <大阪法務局の見解>

今回、近畿管区行政評価局から示された件（公式ホームページ上で不適切な記載等がされている市があること）については、当該市が、戸籍法第10条の2第1項第1号に規定される「権利行使等を目的とした第三者請求」と「任意代理人としての第三者請求」とを混同しているか、説明文において明確に区別していないことによるものと思われる。

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

### 【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官（高月）

電話：06-6941-8166

FAX：06-6941-8988

E-mail：[knk32@soumu.go.jp](mailto:knk32@soumu.go.jp)

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

